

## 労働者派遣法第23条第5項:労働者派遣マージン率等公開資料

### 1. 労働者派遣の実績とマージン率等

拠点名称	本社
拠点所在地	東京都千代田区神田小川町3丁目1番3号 オプティクスビル3F

対象期間：2020年4月1日～2021年3月31日

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣料金 [1日/8時間当たり平均]	② 派遣労働者賃金 [1日/8時間当たり平均]	マージン率 (① - ②) ÷ ①
21	3	32,298円	23,105円	28.5%

[注釈]

[注釈]

#### ◇ マージン率

労働者派遣料金(派遣先より支払われる派遣料金)から、派遣労働者賃金(派遣元が派遣労働者へ支払う賃金)を差し引いた額がマージンであり、そのマージンを労働者派遣料金で除して得られた率。

#### ◇ マージンに含まれる諸費用

##### ① 社会保険料(事業主負担分)

健康保険料,厚生年金保険料,介護保険料,雇用保険料,労災保険料など

##### ② 有給休暇費用

年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求不可)

##### ③ 会社運営経費

健康診断費用:各種健康診断の受診費用

人材募集費用:派遣労働者募集にかかる求人費用

就業管理費用:派遣労働者の就業開始にかかる諸費用

営業活動費用:営業活動にかかる諸費用

##### ④ 営業利益

労働者派遣料金から派遣労働者賃金及び上記①～③を差し引いた利益

### 2. 教育訓練に関する事項

#### ヒューマン研修

社会人マナー研修、情報セキュリティ研修(随時)、客先常駐技術者マインド研修

#### 技術教育

プログラミング基礎研修(Java、Oracle、SQLなど)

#### 外部研修(SEカレッジ)

プログラム開発から運用、プロジェクトマネジメントやビジネススキルまで多様なカテゴリにより、新入社員から管理者層まで体系的なスキルアップが可能な研修

※ 社会保険加入者に限り、関東ITソフトウェア健康保険組合(ITS)の福利厚生施設、その他サービスが受けられます。

### 3. 改正労働者派遣法(同一労働同一賃金)に関する事項

労使協定締結の有無	: 締結済み
派遣労働者の範囲	: 情報処理・通信技術者
派遣労働者の有効期間	: 翌年3月31日